

(別添)

質問1 20年契約による人材育成・技術継承のメリットについて

「県政だより Q1」では、みやぎ型管理運営方式では契約期間が20年なので「民間事業者の雇用が安定」し、「人材育成・技術継承が容易」とメリットが示されています。

県が水道事業者として最終責任を持つ体制を維持するためには、水道事業全般に精通した県職員の育成が必須です。しかし、今回の「みやぎ型」導入により、水道事業に精通した県職員人材が育成されず、最終責任を担える能力を喪失し、結果的に運営権者に事業を「丸投げ」するような運営になってしまうことを強く懸念します。

- ① 今後の水道事業専門県職員の長期育成方針を示してください。
- ② 「要求水準書」等において運営権者が社員を雇用する場合、
 - 1) 「安定的雇用を担保する要件」をどのように求めているか
 - 2) 社員の「人材育成・技術継承」のための教育制度導入をどのように求めているか示してください。

(回答)

- ① 県では、約30年間にわたり浄水場等の運転管理を民間事業者への委託等により実施しています。このような中で、安全・安心な水の安定供給等を継続するためには、県職員の技術力の維持・向上が重要であるため、これまでも各種マニュアルの整備や、研修計画に基づき、計画的に人材育成を実施してきました。

「みやぎ型管理運営方式」の導入後においては、これらの研修等に加え、最新技術や事例を学べる外部機関の研修会に参加するなど、引き続き人材育成と技術継承を図ることとしております。

- ② 安定的な雇用や人材育成について、要求水準書(案)において「持続可能な事業運営が可能となる体制の整備」を求めるとともに、技術管理の中で「従事職員の育成及び人員の確保を図ること」としていることから、運営権者において、運営権設定期間における適切な人材の雇用及び技術継承・人材育成に向けた研修計画等の整備がなされるものと考えています。

(別添)

質問2 県が期待するコスト削減内容に、民間事業者はどのように回答したのか？

「県政だより Q2」で、「みやぎ型」導入により

- 1) IoT や AI などの最新技術を活用した運転管理の効率化による運転コストの削減
 - 2) 同種一括契約による機械・電気設備の更新費用の削減
 - 3) 一括・長期契約による薬品や資材の調達コストの削減
- を期待すると記載されています。

① マーケットサウンディングにおいて、この3つのカテゴリごとに、民間事業者がどのような意見を述べていたのかを、件数も含め示してください。

(回答)

みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査によるマーケットサウンディングでは、第1次で37社、第2次で35社に対して、2回のヒアリングを実施したもので、様々な観点から意見が出されました。コスト削減額は、これらの意見を踏まえた「期待値」として、県が設定したものです。

また、県政だよりに記載したコスト削減を期待する3項目については、マーケットサウンディング等による意見等を踏まえ、県が削減を期待している内容の例示であり、当該項目ごとに企業にヒアリングを行ったものではありません。

(別添)

質問3 コスト削減額247億円の資産の前提条件について

「県政だよりQ3」では「みやぎ型」導入効果として、コスト削減額が247億円（民間事業者分197億円）見込めると試算した、と記されています。

この試算金額は『みやぎ型管理運営方式』導入による事業費削減目標（令和元年12月13日企業局）の24ページにあるように2017年度に実施した「マーケットサウンディング結果による各費目ごと（ママ）の期待削減率を反映」して算出したものとされています。

「期待削減率」は同25ページに3事業ごと、経費費目ごとに示されています。

① この期待削減率設定の根拠となった、マーケットサウンディングでの民間事業者の定量的な意見はどのような内容でしたか？ 3事業ごと、経費費目ごとに示してください。

(回答)

期待削減率は、みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務において、マーケットサウンディングで民間事業者等から得た意見を参考とし、県が実現可能性のある数値として設定をしたものです。

マーケットサウンディングにおいて、3事業の費目ごとの削減率を定量的にヒアリングしたものではありません。

なお、民間事業者の募集に当たっては、197億円以上のコスト削減をすることを条件に提案を受け、選定された民間事業者とはその提案内容を盛り込んだ契約を締結することから、197億円以上のコスト削減は間違いなく実現することとなります。

(別添)

質問4 現行の水質検査内容は「みやぎ型」導入によりどう変化するのか？

下水道の水質検査・試験については、「要求水準書」77ページでは「現行検査・試験」を「参考に運営権設定対象の状況を考慮し適正にさだめること」を運営権者に求めています。つまり、現行検査・試験内容をそのまま踏襲することは求めています。

運営権者の判断で現在の水質管理体制が変更された結果、水質が悪化するのではないかという疑念は拭えません。

- ① 「みやぎ型」導入により、現行の上水、下水各事業の検査項目・試験項目内容がどう変化するか、頻度も含め示してください。
- ② 企業局は「管理年報は民営化後も作成する」と県議会で説明していますが、「管理年報」が現行と同じ内容・データ構成となるのかは不明です。内容・データ構成がどうなるのか、また作成主体はどこになるのかも含めて示してください。

(回答)

- ① 上水・下水ともに年間水質管理計画書の作成を運営権者に求めています。当該計画書の作成に当たっては、上水については県が公表している水質検査計画、下水については現行の県が管理している水質管理基準を参考にすることとしており、その上で、上水・下水ともに水質は現行と同等、また水質管理体制は現行と同等以上とすることを求めています。

よって、「みやぎ型管理運営方式」導入後に、水質及びその管理体制が低下することはありません。

- ② 「みやぎ型管理運営方式」導入後も、管理年報の作成は県が行います。

また、詳細は優先交渉権者の選定後に、新たな管理体制や検査項目を踏まえて決定しますが、継続性を確保するため現行の書式や内容を踏まえたものとなります。

(別添)

質問5 災害時対応について

「県政だより Q5」では自然災害が発生した場合、「県が主体となり民間機関と連携し、迅速に対応します」とされています。

- ① 東日本大震災のような通常予見不可能な災害が発生した場合、インフラ復旧に必要な資金、人員、技術を運営権者が動員しきれないケースが想定できます。その場合を想定した危機管理体制をどのように設計していますか？
- ② 復旧費用が運営権者の合理的な経営努力を以てカバーすることが出来ない時は、水道事業者が原則としてリスクを負担することになると想定できます。その場合、「水道事業者と運営権者の間の分担を可能な限り明確化、具体化しておくべき」と「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版・2019年9月）19ページ」にありますが、この点に関する明確化と具体化がどのようになされているか示してください。

(回答)

- ① 東日本大震災においても、県は当時の委託業者等と連携し、災害復旧対応を行いました。
「みやぎ型管理運営方式」開始後も、災害等の不可抗力事象が発生した場合には、現在と同様に県が主体となり、国の災害復旧制度を活用するとともに、必要に応じて全国からの応援も得た上で運営権者や関係機関と協力して復旧を行います。
- ② 災害復旧は、県が主体的に国の災害復旧制度を活用することとなりますが、国の災害復旧制度の対象とならない軽微な被災については、現在と同様に維持管理の範疇として運営権者が対応します。
県と運営権者のリスク分担については、実施方針において詳細に規定しております。

(別添)

質問6 海外での再公営化の教訓に対する方策について

「県政だより Q6」において、海外の再公営化の事例を教訓として、事業計画の妥当性の確認・モニタリング体制の強化・料金改定方法の明確化の三点を挙げ、「方策を講じ」としています。

- ① こうして県が教訓化した「3つの方策」は、どの国・地域の事例に基づき方策化したのか、またそれらの地域の教訓内容を具体的に示してください。
- ② 厚生労働省主催「第4回水道施設運営等事業の実施に関する検討会」(2019年5月15日)では、海外での水道事業再公営化の事例が紹介され、再公営化の原因となった問題が6課題挙げられています。
1) 水道料金の高騰等 2) 要求水準書が不明・資産評価の不備 3) 水道施設の管理運営レベルの低下(水質の悪化等) 4) 約束された設備投資の不履行 5) 民間業者に対する監査・モニタリング体制の不備 6) 違約金の支払い(訴訟等を含む)の6点です。
特に多くの地域で発生したのは、水道料金の高騰等(14地域)と、水道施設の管理運営レベルの低下(7地域)という二つの問題だったことが紹介されています。県では「水道料金の高騰等」、「水道施設の管理運営レベルの低下(水質の悪化等)」について、どのように教訓を得て、どのような方策を講じましたか。
- ③ 県の説明では、再公営化についてフランスの事例を取り上げていますが、ドイツにおける事例をどう教訓化していますか？

(回答)

- ① 3つの方策を講じるに当たっては、「平成26年度新水道ビジョン推進支援に伴う調査業務報告書(厚生労働省)」に紹介されている「海外の水道事業の状況」や、「再公営化の事例から得られる教訓」を参考にして制度設計しております。
- ② 「みやぎ型管理運営方式」では、あらかじめ事業期間中に運営権者が収受する利用料金の額を契約に定め、その改定要因は限定します。
また、水道料金自体も、これまでどおり市町村と協議を行った上で、県議会の議決により決定することとしていることから、運営権者が恣意的にその料金を上げることはできません。
水質及び水質管理体制等については、質問4で回答したとおりです。
- ③ ドイツの事例とはベルリン市の事例と推察しますが、この事例では企業との契約条件が不透明であったと聞いております。
「みやぎ型管理運営方式」においては、公募段階で実施契約書(案)や要求水準書(案)等を公表し、透明性を確保しております。

(別添)

質問 7 民間事業者の情報公開について

現在、上工下水道事業の管理状況は、毎年度「年報」で細かく情報開示されています。たとえば下水道事業では水質試験は8種類の試験を行っています(中南部下水道事務所)。このことにより放流水水質が所定水準以下に保たれ、県民の安全・安心を担保しています。

- ① 「みやぎ型」導入後も現在実施している試験は継続し、そして現在の開示レベルを保持することが必要だと思いますが、「みやぎ型」導入に際し、水質検査・水質試験について民間業者に義務付ける要求水準内容を示してください。
- ② 公共サービス基本法第3条は「国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること」を「国民の権利」と規定しています。県は民間事業者はこの点を担保するように要求したのかどうか、要求した場合はその内容を示してください。

(回答)

- ① 質問4①で回答したとおりです。
- ② 「県民の意見がしっかりと事業に反映できる」ように、要求水準書(案)において、積極的にわかりやすく継続的な「情報公開」と、事業の理解を得るための「広報活動や見学者の受け入れ」、県民からの要望・苦情への「適切な対応」と「県への報告」を求めています。

(別添)

質問8 新型コロナウイルス対策の渦中でなぜ導入を急ぐのか？

今、県民を挙げて新型コロナウイルス対策に当たるべき渦中であるにもかかわらず、「県政だより」で「みやぎ型管理運営方式」について特集すること自体、適切性に欠けます。

県は「みやぎ型管理運営方式」導入は、ほぼ当初予定どおり2022年4月から導入としていますが、県自身が何度も繰り返し認めているように「県民理解がすすんでいない」状況の解決を優先すべきでないでしょうか。コロナ禍でそれが進められないというのであれば、導入時期の予定を延期してでも県民議論を尽くすべきです。

公共サービスの目的は「国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する」ことです。その実現には、地方公共団体だけでなく、住民の参加が不可欠です。

① コロナ禍のなかでは、県民が「説明会を開催してほしい」と要望することも自粛せざるを得ない状況にあります。今後の県民への説明と合意形成についてどのように考えているか、示してください。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の蔓延により見合わせていた事業説明会については、秋頃の実施を企画しています。

また、説明会の開催が困難であったことから、「みやぎ型管理運営方式」についての県民のみなさまのご理解を深めるため動画（ナレーション付きスライドショー）を作成し、県ホームページに掲載しました。

今後も「県政だより」や「新聞での広報」など、引き続き、県民のみなさまのご理解がより深まるよう、様々なツールを活用した広報活動を継続してまいります。

(別添)

質問9 下水道事業について

- ① 下水道の運転管理の効率化について、水道経営管理室の田代専門監が「現在はオペレーションシステムが浄水場、処理場ごとにバラバラです。これを統一することが考えられます」と平成30年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会で発言していますが、構想している統一オペレーションシステムの具体的な内容を示してください。
- ② 下水道事業の経費費目ごとの削減内容についてお聞きします。
- 1) 直接業務費が下水4事業合わせて50億円(20年間)、委託費が45億円(同)削減される試算がなされています。この削減根拠を示してください。
 - 2) 動力費(電気代)を削減すれば、長時間のエアレーションはできなくなり、排水の水質悪化は避けられないと思われませんが、削減可能とした根拠を示してください。
 - 3) 薬品費については一括購入という手法で削減することには限度があると思われませんが、これだけの金額の削減が可能とした理由について、示してください。また、薬品の時期が現在と民営化後でどのように変化するのか、次亜塩素酸ソーダ以外の薬品についてはとくに丁寧に示してください。

(回答)

- ① マーケットサウンディングでの調査結果を踏まえ、あくまで想定されることを例示したものであり、発言当時および現時点においても、県において具体的な統一オペレーションシステムを構想しているわけではありません。
- ② 質問3で回答したとおりです。